# 箱根関所通り景観まちづくり 実施計画書 STEP1



~ 「歴史を生かしたにぎわいのあるまちの実現」へ向けて ~

### 箱根関所通り景観まちづくり実施計画書

#### 1 実施計画書について

現在、国、神奈川県、箱根町、事業者等が一体となり、箱根関所通りにおける景観まちづくりの調査・研究を積極的に進めているところですが、その景観施策を効果的に、しかも計画的に進めるため、具体的な取組事項とその実施時期を示した計画書を策定することとしたものです。

2 箱根関所通りにおける景観まちづくりを効果的に進めるための方策

箱根関所通りにおける景観まちづくりを効果的に進めるため、 重点的に取組むべき事項と、 その他事項とに区分し、それぞれの具体的な取組みについて示すことにします。



地域の先駆的な取組みとして重点的に取組むべき事項

まず、重点的に取組むべき事項を次の2点とします。

#### <過剰なデザインを避ける>

景観形成に寄与しない過剰なデザインの地図、掲示板、ポスター、抑止サイン等を撤去する。



自然公園法及び県屋外広告物条例の基準内容と遵守事項を確認する。

撤去対象の屋外広告物を把握する。(のぼり旗を除く。)

特に、交通規制に係るサイン等については、現在関所通りに乗り入れられている車両の駐車場の問題を解決する。(道路管理班、生涯学習、事業者等で協議)

< 質の高い関所通りにふさわしいデザインとする >

陳腐な印象のあるのぼり旗を撤去し、日除け幕など風格のある表現を新たに導入する。



のぼり旗についてアンケートを実施し、掲出効果や問題点を把握する。

日除け幕の掲出案を検討する。(シミュレーションにより複数作成)

今後の展開方策を決定する。



#### できるものからできるだけ早く取組もうとする事項

重点的に取組むべき事項を除き、今後、国、県、町、事業者等が取組むべき事項をその時期や対象により次のとおりとします。

STEP1

(平成22年9月まで)

対象(番号)	取組事項 (番号)		
	アンケート実施		
-	実施報告書作成		
県、町、事業者が協	観光イペント開催		
働して取組む事項	事業PR		
	「箱根関所地区 まちづくりガイドライン」によるまちづくりの推進検討		
	研究会ホームページ開設(町職員作成)		
	携帯サイト開設(店舗紹介、パンフレットQRコードから展開、町職員作成)		
- - - 県、町が取組む事項	パンフレット作成(町職員作成)		
「「「「「「「「「」」」   「「」   「」   「」   「」   「	景観協力店舗制度創設		
	公共施設サイン基準作成		
	通りにふざわしい店舗看板等について(木製立札について検討)		
-	植栽(プランターの設置、流木のオブジェ、和風、管理体制)		
事業者が共同で取	ディスプレイの見直し(シンプル)		
組む事項	自動販売機による修景(ステッカー貼付禁止、情報掲示面の活用)		
	エリア・マネジメント推進方策策定		
-	外壁等修景		
事業者が個々に取	枯れた植木鉢、季節用品等不要物撤去		
り組む事項	その他、アドバイザーからの個別指導事項対応		

STEP2

(平成 22 年 10 月以降)

対象(番号)	取組事項(番号)			
	事業実施に係る財源の確保			
-	その他地区へのエリア拡大検討(観光協会、商工会議所等調整)			
県、町、事業者が協	重点地区の指定検討			
働して取組む事項	事業PR			
	空き店舗の利用検討(チャレンジショップ、コミュニティースペース)			
	景観協力店舗制度の運用			
-	公共施設サイン基準の運用			
県、町が取組む事項	「箱根関所地区 まちづくりガイドライン」によるまちづくりの推進検討			

- 事業者が共同で取 組む事項	通りにふざわしい店舗看板等について(木製立札について検討) 植栽(プランターの設置、流木のオプジェ、和風、管理体制、生花サークル) ディスス゚レイの見直し(シンプル) 自動販売機による修景(ステッカー貼付禁止、情報系地面の活用) エリア・マネジメントの推進 景観計画に係る提案事項検討		
-	外壁等修景		
事業者が個々に取	枯れた植木鉢、季節用品等不要物撤去		
り組む事項	その他、アドバイザーからの個別指導事項対応		



#### 実施計画書及び報告書の作成

本事業は、事業者、県、町等の役割と分担により、連携して取組むものですが、 各取組における情報の共有化と計画的で効果的な事業の推進を図るため、次により「STPE1」の期間(平成22年9月まで)における「実施計画書」を作成するものです。

# 3 取組み状況(5月末まで)

本計画書は、6月以降に予定している取組み事項を示すものですが、ここで改めて 今までの取組みを整理することとします。

番号等	取組事項	取組期間	団体·店舗名称等
重点事項	のぼり旗を対象とした屋外広告物の規制誘導 自然公園法の基準を遵守し、のぼり旗の本 数を各店舗2本以内とした。	平成22年2月	県、町、事業者
	事業PR 町広報(5月号)に取組みについて掲載	平成22年5月	県、町、事業者
	研究会ホームページ開設  町ホームページでまちづくり団体として研究 会を紹介した。	平成22年5月	事業者、町
	自動販売機による修景 自動販売機の色彩を茶色ベースとした。 (従前からの取組み含む。)	平成22年4月 · 5月	事業者(共同) 御番所茶屋 関所の茶屋 箱根丸山物産
	ディスプレイの見直し	平成22年4月·5月	事業者(共同) そば処 おおいし 御番所茶屋
	POPの見直し	平成22年4月	事業者(共同) 民芸の里
	屋根等修繕店舗前	平成22年4月~5月	そば処 おおいし
	外壁等修景	平成22年4月~5月	箱根製麺所

# 3 今後の取組み事項(6月以降)

番号等	取組事項	取組期間	団体·店舗名称等
	過剰なデザインの屋外広告物の撤去 (のぼり旗を除く)	平成22年4月~	県、町、事業者
重点事項	のぼり旗を対象とした屋外広告物の規制誘導 関所通りにふさわしいのぼり旗のデザイン、 日よけ幕等の設置(アンケートの実施)	平成22年5月~	県、町、事業者
	プロジェクトの取組事項に係る報告書作成	平成22年8月	県、町、事業者
	観光イベントの実施	平成22年8月以降	県、町、事業者
	事業PR	平成22年5月~	県、町、事業者
	まちづくりガイドラインによるまちづくりの推 進検討(江戸をモチーフにする。)	平成22年5月~	県、町、事業者
	関所通り事業者 携帯サイトの開設	平成22年6月	事業者、町
	関所通りマップ作成	平成22年6月	事業者、町
	景観協力店舗認定制度	平成22年7月	箱根町
	公共サイン設置基準策定	平成22年8月以降	箱根町
	店舗看板等について(木製立札等)	平成22年8月以降	事業者(共同)
	植栽について	平成22年8月以降	事業者(共同)
	ディスプレイの見直し	平成22年5月~	事業者(共同)
	エリアマネジメントの推進方策策定 (パトロール、景観おもてなし、掃除)	平成22年8月まで	事業者(共同)
	外壁等修景	平成22年6月~8月	箱根製麺所
	店舗前スペースの整理	平成22年4月~8月	そば処 おおいし
	店舗前スペースの活用	平成22年4月~8月	そば処 おおいし
	車庫用のれん等を設置	平成22年4月~8月	箱根製麺所
	店舗名等の表示	平成22年4月~8月	箱根製麺所

## 4 実施計画書

#### 箱根関所通り景観まちづくり実施計画書

団体・店舗 名称等	県、町、事業者			
取組事項番号	重点事項	取組期間	平成 22 年 4 月 ~	
取組事項	過剰なデザイ	インの屋外広告物	かの撤去(のぼり旗を除く)	
取組内容	景観形成に寄与しない過剰なデザインの地図、掲示板、ポスター、抑止サイン等を撤去する。 自然公園法等の関連法令の基準内容と遵守状況を確認する。 撤去の対象となる屋外広告物を把握する。 交通規制に係るサインについては、従前から駐車場等の確保の問題があるので、それらを解決する。 最終的には、通り全線を歩行者専用道路として位置づける。(都市計画決定)			
取組事項番号	重点事項	取組期間	平成 22 年 6 月 ~	
取組事項	のぼり旗を対	のぼり旗を対象とした屋外広告物の規制誘導		
取組内容	国際観光地である箱根にふさわしい屋外広告物のデザインについて、「のぼり旗」を対象として、住民・事業者との協働による検証を行う。 現状把握(自然公園法、県屋外広告物条例の基準に照らす。) デザイン案を検討する。(日よけ幕等) デザインを決定し、掲出する。 観光客等にアンケートを実施する。 改善効果を検証する。 今後の展開について提案する。 * まちづくりガイドラインによるまちづくりの推進(デザイン等を江戸をモチーフとしたものにする。 - に関連			
取組事項番号	1	取組期間		
取組事項				
取組内容				

団体・店舗 名称等	県、町、事業者			
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 8 月	
取組事項	プロジェクト	-の取組事項に係	系る報告書作成	
取組内容		の取組事項を核	検証し、それらに係る報告書を作成する。 ける。	
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 8 月以降	
取組事項	観光イベント	観光イベントの実施		
取組内容	関所通りの活性化へ向けた観光イベントを実施する。			
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 5 月 ~	
取組事項	事業PR			
取組内容	<ul><li>・ 町広報紙</li><li>・ 町ホーム</li></ul>	1みを積極的に F への掲載 ページへの掲出 への情報提供		

団体・店舗 名称等	事業者、町			
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月 ~	
取組事項	研究会ホーム	ムページ開設		
取組内容	本事業の対外的周知、住民等との情報の共有化を進め、もって今後の他地域への円滑な事業展開と住民等との協働による良好な景観形成を推進するための方策として、研究会のホームページを開設する。 <掲出事項> 研究会とは、研究会メンバー、研究事項(規約) 取組状況など * 町ホームページにおいて掲出済み			
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 6 月	
取組事項	関所通り事業	関所通り事業者 携帯サイトの開設		
取組内容	のぼり旗の規制に係る代替方策として、携帯サイトを開設する。 これについては、同時期に作成するパンフレットのQRコードから接続を可 能とする。 〈掲出事項〉 店舗写真、 店主コメント、 一押し商品、 旬の話題など			
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 6 月	
取組事項	関所通り観光マップ作成			
取組内容	のぼり旗の規制に係る代替方策として、観光マップを作成する。 <掲載事項 > マップに各店舗の位置を表示、 業種を示す、 旬の商品・話題、 店主コメント、 QRコードにより携帯サイトヘリンク			

団体・店舗 名称等	町			
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 7 月	
取組事項	景観協力店舗	輔認定制度		
取組内容	のぼり旗の自主的規制や今後の景観まちづくりに向けた先導的な取組み、協力に対し、対外的に町において情報発信をする。 <認定条件> のぼり旗掲出自粛、 自動販売機の景観への配慮、 壁面線後退、 店舗 ディスプレイの景観への配慮等 複数要件を満たしていること。 <認定の方法> 認定証、表示板の交付			
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 8 月以降	
取組事項	公共サイン記	公共サイン設置基準策定		
取組内容	箱根町景観条例第 10 条に規定する良好な景観の形成において町が先導的役割を担うべく、本年 1 月に「箱根町景観形成公共施設整備指針」及び「箱根町景観計画実施計画」を策定した。 特に「景観形成公共施設整備指針」においては、その対象を「建築物」、「工作物」、「道路」、「公園」、「橋梁」、「河川・水路」、さらには「公共サイン」を対象として、整備にあたっての考え方、基準を示しているが、「公共サイン」については、本モデル事業において住民等が主体的に屋外広告物の規制を実施しようとしていること、また景観形成において大きな影響を与えると考えることから、サインの表示等について再度検討をし、詳細に亘る基準を作成するもの。			
取組事項番号		取組期間		
取組事項				
取組内容				

団体・店舗 名称等	事業者(共同)		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 8 月以降
取組事項	店舗看板等に	こついて(木製立	Z札等)
取組内容	のぼり旗以外の屋外広告物、特に店舗看板のあり方について検討する。 ・江戸をモチーフにしたデザイン ・木製立札等の設置		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 8 月以降
取組事項	植栽について		
取組内容	通りにおけるもてなしの演出として、植栽等の設置について検討する。 ・共通プランターの設置 ・オブジェの設置スペースの確保		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 5 月 ~
取組事項	ディスプレイ・POPの見直し		
取組内容	関所通りの店舗にふさわしいディスプレイ・POPについて検討する。 ・江戸をモチーフにしたデザイン ・シンプルなデザイン		

団体・店舗 名称等	事業者(共同)		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 8 月
取組事項	エリアマネシ	ブメントの推進方	<b>元</b> 策策定
取組内容	関所通りの 検討する。 ・景観パトロ ・おもてなし ・掃除	コール	本的なまちづくり活動を推進するための方策を
取組事項番号		取組期間	
取組事項			
取組内容			
取組事項番号		取組期間	
取組事項			
取組内容			

団体・店舗 名称等	有限会社 箱根丸山物産			
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 5 月 1 日 ~ 5 月 20 日	
取組事項	自動販売機の	外装について		
取組内容	関所通り景観まちづくり研究会として、通りにある自動販売機の外装を統一した色にしていくことで、落ち着きのある色彩にしていきます。 * 取組完了事項とする。 【 - の事業者(共同)】			
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 5 月 15 日 ~	
取組事項	まちなみ景歓	まちなみ景観とおもてなし		
取組内容	箱根関所と一体化した質の高い景観、関所に来てよかったと思えるおもてなし、観光資源の大きな一つは人であると思います。お客さまとのふれあいを大切にする。外観だけではなく中身の充実、歴史の勉強や説明、外国語のあいさつなどみんなで考えていきたい。まちづくりは焦らず推進していくことが大切であります。  * 「エリアマネジメントの推進方策策定」事項とする。  【 - の事業者(共同)】			
取組事項番号		取組期間		
取組事項				
取組内容				

団体・店舗 名称等	有限会社 箱根丸山物産 関所工芸店		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 5 月 15 日 ~
取組事項	清掃について		
取組内容	員参加で取り約 * 「エリア	目みたい。	的清掃。ゴミのない清潔な通り。年間を通し全推進方策策定」事項とする。 共同)】
取組事項番号		取組期間	
取組事項			
取組内容			
取組事項番号		取組期間	
取組事項			
取組内容			

団体・店舗 名称等	(有)民芸の里		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月 ~
取組事項	のぼり旗		
取組内容	のぼり旗を2本に減らした。 将来的には旗の材質も自然素材になる予定 * 重点事項「のぼり旗を対象とした屋外広告物の規制誘導」事項とする。		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月 ~
取組事項	POP		
取組内容	POPの色彩等の変更 * 「ディスプレイ・POPの見直し」事項とする。 【 の事業者(共同)】		
取組事項番号		取組期間	
取組事項	外のディスプレイ台について検討中		
取組内容	自然素材のディスプレイ台に変更予定  * 「ディスプレイ・POPの見直し」事項とする。 【 - の事業者(共同)】		

団体・店舗 名称等	そば処 おおいし		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月~5 月末まで
取組事項	屋根等修繕店	舗前	
取組内容	屋根等をペン* 取組完了		)景観に則した色に修繕する。
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月~8 月末まで
取組事項	店舗前スペースの整理		
取組内容	店舗前スペ <del>-</del> 理する。	- スの草木や鉢な	らどを時代背景に則した物などに変更、または整
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月 ~ 8 月末まで
取組事項	店舗前スペースの活用		
取組内容	店舗前スペ <b>-</b> る。	- スに縁台等を <u>\$</u>	並べてお客さんが休めるスペースなどを設置す

団体・店舗 名称等	そば処 おおいし		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月~8 月末まで
取組事項	ディスプレ-	-等の表示物の変	Σ更
取組内容	景に則した物に	変更する。	で物、張り紙、立て看板等をシンプルかつ時代背 Pの見直し」事項とする。 音(共同)】
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月~8 月末まで
取組事項	のぼりなどの変更		
取組内容	今使用しているのぼり旗を日除け幕、またはそれに代わるような物に変更する。  * 重点事項「のぼり旗を対象とした屋外広告物の規制誘導」事項とする。		
取組事項番号		取組期間	
取組事項			
取組内容			

団体・店舗 名称等	箱根製麺所		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月~5 月末まで
取組事項	外壁等修景		
取組内容	1 階部分の壁面等をペンキなどで周りの景観を損ねない色に(基本色こげ茶)修繕する。 * 取組完了事項とする。		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 6 月~8 月末まで
取組事項	外壁等修景		
取組内容	2 階関所通り側部分の壁面等をペンキなどで周りの景観を損ねない色に(基本色こげ茶)修繕する。		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月~8 月末まで
取組事項	車庫用のれん等を設置		
取組内容	建物内に在る車など現代的な物を目立たなくするため、のれんまたはそれに 代わるものを設置する。		

団体・店舗 名称等	箱根製麺所		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月~8 月末まで
取組事項	店舗名などの	D 表示	
取組内容	外観から業種等が分かりにくいため、看板やそれに代わる物で店舗名などを 表示する。		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 10 月以降
取組事項	外壁等修景		
取組内容	9 月までに修繕した部分以外の壁面等や屋根部分等をペンキなどで周りの 景観を損ねない色に修繕する。 * 「STEP2」の計画策定時に掲載		
取組事項番号		取組期間	
取組事項			
取組内容			

団体・店舗 名称等	御番所茶屋(箱根関所旅物語館)		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月 ~
取組事項	のぼり旗の自	1主規制	
取組内容			公園法の基準である 2 本以内とする。 象とした屋外広告物の規制誘導」事項とする。
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 5 月 ~
取組事項	ディスプレイの見直し		
取組内容	外看板を和風のシンプルなデザインとする。  * 「ディスプレイ・POPの見直し」事項とする。 【 - の事業者(共同)】		
取組事項番号		取組期間	
取組事項			
取組内容			

団体・店舗 名称等	有限会社 関所の茶屋		
取組事項番号		取組期間	平成 22 年 4 月 ~
取組事項	自動販売機の	)外装について	
取組内容	* 取組完了	)外側の色を街を 事項とする。 ・ の事業者(‡	なみに配慮した色に変えました。 共同 )】
取組事項番号		取組期間	
取組事項			
取組内容			
取組事項番号		取組期間	
取組事項			
取組内容			